

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から51年6月まで

私が20歳になった昭和45年\*月、A市区町村（現在は、B市区町村）に住む母親が私の国民年金の加入手続をしてくれた。私の国民年金保険料については、母親が自身の保険料と併せて、組長を通じて地元婦人部に納付してくれていた。申立期間中、母親については、国民年金保険料が納付済みの記録となっているのに、私だけ未加入（保険料未納）の記録となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親の記憶も曖昧であることから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が20歳に到達した時期において、申立人はC市区町村に住民登録していたことから、その当時、A市区町村在住の申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行ったとは考え難い上、B市区町村も「申立人に限らず、当市区町村に住民票の無い人の国民年金加入手続を行うことはできない。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和50年3月までのほとんどの期間について、B市区町村以外の市区町村に住民登録しており、当該期間に係る保険料の納付通知が、B市区町村在住の申立人の母親にあったものとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 7 月に払い出されており、そのころ国民年金加入手続が行われたと考えられるが、52 年 7 月時点で申立期間の大部分の保険料は時効により納付することができない。

一方、申立人は、昭和 52 年 7 月当時、申立人の母親と同居していたことから、この国民年金加入手続は、申立人が主張するとおり、申立人の母親が行ったと考えられ、その母親は、36 年 4 月（国民年金保険料の徴収が開始された時期）から 58 年\*月（60 歳到達時）までの国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納していることから、納付意識が高かったことが認められる。

また、申立期間直後の昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月までの保険料は、過年度納付されていることが確認でき、申立人の母親は、申立人の国民年金加入手続後、未納を解消する意思があったことがうかがえる。

さらに、申立人のいところは、「申立人の実家は当時林業を営んでおり、国民年金保険料を納付する経済的余裕は十分にあった。」と供述していることを踏まえると、申立人の母親は、昭和 52 年 7 月ごろに申立人の国民年金加入手続を行った上で、納付可能だった期間（さかのぼって被保険者資格を取得した昭和 50 年 7 月以降の期間）については、すべて保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 島根国民年金 事案 300

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年3月まで

昭和47年12月、A市区町村（現在は、B市区町村）に帰郷して転入手続を行った際、国民年金に未加入だったので加入した。その際、A市区町村の職員から、46年1月から47年12月までの未納保険料をまとめて納付するよう計算され、転入前に勤務していたC事業所の退職金（10万円）の中から一括納付した。

昭和48年1月以降の国民年金保険料は、勤務したD事業所が厚生年金保険に未加入だったので、毎月、父がE自治会の集金常会で納付してくれていた。

申立期間の国民年金が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識が高かったことがうかがえるところ、納付日が確認できる昭和60年度以降は、国民年金保険料をすべて納付期限内に現年度納付している事実が認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から47年12月までの国民年金保険料の納付方法について、「昭和47年12月にA市区町村で転入手続を行った際に国民年金保険料を一括納付したが、一括納付した場所は、A市区町村役場内の金融機関だったと思う。」と供述しているところ、当時、A市区町村役場内に指定金融機関（F金融機関）が入居し、税を収納していたことが確認でき、申立人の申立内容に不合理な点はうかがえない。

さらに、申立人は一括納付した金額について、「1万円以上だった。」と供述しており、当該期間における国民年金保険料の試算額1万1,400円とほぼ一致している。

加えて、申立人は、「一括納付した国民年金保険料は、転入前に勤務していたC事業所の退職金（約10万円）を充てた。」と供述しているところ、C事業所では、「申立人に対し退職金を支払った。」としており、当時、保険料を納付する資力はあったものと推測される。

一方、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料の納付方法について、「毎月、父親がE自治会の集金常会で納付していた。」と供述しているところ、B市区町村の説明によると、申立人が居住する地区にE自治会は実在し、その自治会がE公会所で国民年金保険料等を集金して、これらをF金融機関に納入していたことが推認でき、申立人の申立内容に不自然さはないと認められる。

また、申立人の母親も、当時のE自治会における国民年金保険料の集金状況について、B市区町村と同様に供述しているほか、「申立人の父親は、申立人がA市区町村に帰った早々から、申立人の国民年金保険料をE自治会の集金常会で納めたことは間違いない。」と供述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月から 51 年 3 月まで  
② 昭和 56 年 4 月及び同年 5 月

結婚当初に夫婦共に国民年金への加入手続を行い、以後、妻が国民年金保険料を集金人に納付していた。隣家も同様に集金人に保険料を納付していた。

証拠となる資料が残っていないが、申立期間について保険料を納付していることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2 か月と短期間である。

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 51 年 8 月 2 日に A 市区町村で払い出されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間②の直前の昭和 51 年 4 月から 56 年 3 月までの期間及び、申立期間直後の 56 年 6 月から平成 5 年 4 月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる上、A 市区町村は、「申立期間②当時の国民年金保険料は 2 か月ごとの徴収であった。」と供述していることからすると、申立人が、あえて、申立期間②に係る昭和 56 年 4 月及び同年 5 月の 1 期分の国民年金保険料のみを納付しないのは不自然である。

さらに、申立人は、「昭和 56 年 4 月及び 5 月の国民年金保険料は集金人に納付し、集金人から領収書を受け取っていた。」としているところ、A 市区町村も「当時は、集金人による保険料の納付が可能であり、集金人が領収書を手渡していた。」としており、申立内容と合致している。

一方、申立期間①については、78 か月と長期間である上、申立人は、申立人の妻が申立人夫婦の国民年金保険料を集金人に渡していたと供述しているが、社会保険庁の記録によると、申立人の妻もこの期間を含む昭和 44 年 3 月からの国民年金保険料は未納となっている。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人には、20 歳到達時の昭和 41 年 3 月 15 日ごろ、A 市区町村で払い出された国民年金手帳記号番号とは別の記号番号が B 市区町村で払い出されていることが確認できるが、当該記号番号による申立人の国民年金被保険者資格は 44 年 9 月 1 日に喪失し、その旨、申立人が保管する国民年金手帳にも記載されており、申立人は申立期間①の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の A 市区町村における国民年金手帳記号番号の払出日（昭和 51 年 8 月 2 日）からすると、申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間①の国民年金保険料について、特例納付又は過年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、「昭和 44 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料は集金人に納付し、集金人から領収書を受け取っていた。」としているが、A 市区町村は、「当時、集金人による保険料の納付は可能であったが、昭和 50 年度までは印紙検認方式であることから、集金人が領収書を渡すことはない。」としており、申立内容と相違している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年6月までの期間、45年10月から同年12月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から45年6月まで  
② 昭和45年10月から同年12月まで  
③ 昭和46年4月から47年3月まで

農家の後を継ぐため、昭和41年8月に県外の会社を退職して実家に帰った。翌月にA市区町村役場の窓口で、転入手続と同時に国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料等は自治会の納税組合に納付した。申立期間について、妻及び両親が国民年金保険料を納付した記録となっているのに、自分だけが未納の記録となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、自治会の納税組合を通じて申立期間の国民年金保険料を納付していたと供述しているところ、申立人と同じ自治会の会員の証言によると、申立てのとおり、申立期間当時、申立人が加入する自治会に納税組合（B組納税組合）が実在し、国民年金保険料を含む租税公課等の集金を行っていたことが確認できる。

また、申立期間②は3か月、申立期間③は12か月と短期間である上、申立期間において申立人と同居していた申立人の妻及び申立人の両親も、自治会の納税組合を通じて国民年金保険料を納付し、国民年金加入期間について保険料を完納していることからすると、申立人のみが申立期間について国民年金保険料を納付していない記録となっていることは不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録によると、昭和44年10月15日ごろに払い出されており、その際、申立人は同年4月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人の妻は、この間の保険料納付について、「主人が国

民年金に加入して間もないころ、主人の国民年金保険料をまとめて納付した記憶がある。納付額ははっきり覚えていないが、4、5日分の日当相当額であった。」と供述しており、申立人の44年4月から同年10月ごろまでの国民年金保険料については、申立人の妻が納付したと推認できる。

加えて、申立人と同じ自治会の会員は、「申立人は世話好きの上、何事についても先頭に立って活動する人である。過去に納税組合長を5年以上も勤めているが、国民年金保険料に未納の期間があれば、納税組合長を引き受けるはずもないし、納税組合としても組合長の要職をお願いするはずがない。また、申立人は、国民年金保険料を納付する経済的余裕は十分であったと思われる。」と供述している。

- 2 一方、申立人の国民年金被保険者資格の取得日（昭和44年4月1日）からすると、申立期間①のうち、昭和41年8月から44年3月までの期間については、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は「昭和41年9月ごろにA市区町村役場で国民年金の加入手続を行った。」としているが、その当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①のうち、昭和41年8月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年6月までの期間、45年10月から同年12月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 22 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 事業所における資格取得日に係る記録を昭和 22 年 1 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 600 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 6 月 1 日まで  
昭和 21 年 3 月 \* 日に高等学校を卒業し、卒業と同時に A 事業所に正社員として入社した。入社後、22 年 6 月に夫の母親が死亡したため、退職して B 市区町村に帰郷した。

A 事業所には昭和 21 年 4 月に入社したはずであるが、厚生年金保険記録は 22 年 6 月からとなっている。厚生年金保険記録を訂正してほしい。

(注) 本申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が A 事業所に勤務するに至った経緯や、申立人の当該事業所における勤務状況等について具体的に供述しており、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

また、A 事業所が保管する申立人の退職辞令簿において、申立人の退職日及び退職金の金額が確認できるところ、同辞令簿に記載のある元同僚の退職金の記録及びその同僚の勤務期間の記録によると、申立人は、昭和 22 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間、同事業所に勤務していたものと推認される。

さらに、A 事業所の退職辞令簿によると、申立人の社員資格が確認できるところ、同事業所の社史によると、当該社員資格は同事業所の社員資格制度により正規職員であったことが確認できる上、A 事業所は、「従業員は例外

なく、入社時から社会保険に加入させており、申立人についても厚生年金保険料を控除していたはずである。」と供述しており、申立人は、当該事業所における勤務期間について厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 22 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和 22 年 6 月の記録から 600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の昭和22年1月1日から同年6月1日までの期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成7年12月29日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年11月から7年11月までの標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年12月29日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A事業所における資格喪失日は平成6年11月1日となっているが、実際には事業所が廃止になる時期まで勤務し、7年12月29日に資格喪失しているため記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の元事務員の供述により、申立人が、平成7年12月28日まで、同事業所に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、6年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険庁の記録によると、申立人の資格喪失日の記録については、当初、平成7年12月29日と記録されていたが、当該喪失日及びA事業所が適用事業所ではなくなった日（7年12月31日）より後の8年1月から同年3月までの期間に、6年11月1日まで遡及して訂正されていることが確認できる上、複数の同社役員についても、同社が適用事業所ではなくなった日の後に標準報酬月額の記録を遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は「申立期間当時、申立事業所の取締役であったものの、B業務やC業務の担当であり、社会保険事務に携わったこともなく、しかも、倒産後の自己破産手続きをした後は、別の事業所に勤務していたので元の事業所のことは分からない。」と供述しており、元事務員も社会保険関係には関係のない役員であったと供述していることからすると、申立人が当該遡及訂正に同意したとは考え難い。

さらに、申立人の平成6年分給与所得の源泉徴収票によると、支払金額は記録訂正前の標準報酬月額から算出した額と一致しているほか、標準報酬月額に相当する社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料）が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年11月1日に資格を喪失した旨の処理をさかのぼって行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録の訂正は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、勤務実態があった日の翌日であり、当初記録されていた平成7年12月29日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年10月の社会保険庁の記録から20万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から同年 10 月まで  
昭和 60 年 7 月に、A 市区町村で転入の手続を行った際、併せて国民健康保険及び国民年金の加入手続を行った。申立期間中の国民年金保険料は、同市区町村の窓口で納付していたので、国民年金に未加入の記録となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録により、平成元年 4 月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金保険料を A 市区町村の窓口で納付したと供述しているが、同市区町村では、「当時、国民年金保険料は、原則として、納付書、口座振替又は納付組織により収納しており、直接、窓口で保険料を収納したとは考え難い。」と回答しており、申立内容に齟齬<sup>そご</sup>がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの期間、37年10月から38年3月までの期間、38年7月から39年3月までの期間及び41年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正10年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで  
② 昭和37年10月から38年3月まで  
③ 昭和38年7月から39年3月まで  
④ 昭和41年4月から同年12月まで

昭和43年からA社に勤務し収入が安定してきたところ、B市区町村役場から、過去の国民年金保険料の未納分について、10年までさかのぼって納付できるとの納付勧奨があり、夫の未納分と併せて、年末の賞与により4回程度に分割して納付した。未納の記録となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年末に申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、その時点では、特例納付は実施されておらず、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間の国民年金保険料について、その後、特例納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとしている申立人の夫についても、申立期間の国民年金保険料は未納である。

さらに、A社では、「申立人は昭和52年7月20日から当社に勤務した。」と供述していること及び申立人は申請免除期間のうち、昭和42年4月から同年9月までの期間及び43年4月から48年3月までの期間の保険料を後日

追納している事跡が認められること（ただし、追納した年月日は不明。）から、B市区町村職員の納付勧奨は申請免除期間の国民年金保険料の追納に関するものであると推認でき、追納することができる期間も免除を受けた期間から10年以内とするところ、申立人は、43年末ではなく、52年末に、その時点で納付が可能な申請免除期間の国民年金保険料を追納したと考えるのが自然であり、この追納と申立期間の保険料を納付したことを誤認している可能性がうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月 1 日から 58 年 10 月 26 日まで  
② 昭和 60 年 10 月 15 日から 61 年 12 月 1 日まで

A事業所には、昭和 56 年 10 月 1 日から 62 年 9 月 30 日まで継続して勤務したにもかかわらず、56 年 10 月 1 日から 58 年 10 月 26 日までの期間及び 60 年 10 月 15 日から 61 年 12 月 1 日までの期間については、厚生年金保険に未加入となっている。

申立期間については、給与から厚生年金保険料が控除されており、健康保険証を返納した記憶もないので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を含む昭和 56 年 10 月 1 日から 62 年 9 月 30 日まで、A事業所に継続して勤務していたとしている。

しかしながら、当該事業所は既に廃業しており、厚生年金保険料控除に係る関連資料も無い上、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、当該事業所に勤務していた9名の同僚から聴取しても、申立期間において申立人がA事業所に勤務したかどうかの特定ができず、申立期間における厚生年金保険の加入状況等については不明である。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見当たらないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 35 年 2 月 1 日から同年 10 月 31 日まで A 事業所で勤務した厚生年金保険記録と、43 年 2 月 1 日から同年 9 月 30 日まで B 事業所で勤務した厚生年金保険記録が無い。これらの会社に勤務し、厚生年金保険にも加入していたはずなので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が A 事業所に勤務していたことは、事業主及び同僚の供述より推認できる。

しかし、申立人が A 事業所で一緒に働いていたとする同僚は「厚生年金保険に加入するかどうかは、会社の裁量だった。私は、入社から一定期間を経過した後、加入した。」と供述しており、また、事業主も「業務に慣れるまでは、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しており、当時、事業主は、一部の従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人が申立期間中一緒に働いたとする 2 名の同僚は、申立期間①の直後から厚生年金保険に加入しているが、申立期間①においては厚生年金保険に加入しておらず、申立人についても、申立期間①においては厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は B 事業所に勤務したとしているが、当該事業所では「社会保険関係の書類を含む人事関係書類を会社創業時から保管しており、その書類を調べたが、申立人の氏名は見当たらず、申立人の当社における勤務実態や厚生年金保険の適用状況等については確認できない。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた2名の同僚、及び社会保険事務所が保管するB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、当該事業所に勤務していた9名の同僚から聴取しても、申立人が申立期間②においてB事業所に勤務していたことをうかがえるような供述は得られない。

さらに、社会保険事務所が保管するB事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 9 月 1 日から 63 年 3 月ごろまで  
② 昭和 63 年 12 月 1 日から平成元年 1 月 31 日まで

申立期間①については、A事業所の正社員として、同社が経営する飲食店の同事業所B支店に2年6か月程度、同事業所C支店に1年間程度勤務した。また、申立期間②については、D事業所の正社員として同社E支店に勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A事業所に勤務したとしているが、A事業所の法人登記簿に記載されている役員及び、申立人が名前を挙げた5名の同僚は、いずれも所在が分からず、申立人のA事業所における勤務実態や厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、社会保険庁の記録によると、事業所名称が「A事業所」の厚生年金保険適用事業所はE市区町村内に13社あるが、申立人が勤務したとしているA事業所は、申立期間①当時から現在まで、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、これらのすべての事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を確認しても、申立人の氏名はもとより、法人登記簿に記載されている役員や、申立人が名前を挙げた同僚の氏名は見当たらない。

2 申立期間②については、D事業所が保管する社員台帳の記録から、申立人は、昭和63年12月8日から同年12月21日まで、D事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は「申立人は過去に勤務していたことはあるが、短期間の勤務であったため、厚生年金保険は加入させていない。」と証言している上、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

3 このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。